

筑後市補助金等適正化に向けたガイドライン（案）

令和元年 11 月 日

筑後市 総務部 財政課

1 策定にあたって

人口減少に伴う公共施設・インフラの維持更新問題や超高齢社会への対応など、地方自治体を取り巻く社会経済情勢はめまぐるしく変化し、財政運営は年々厳しさを増しています。

これは本市においても例外ではなく、あらゆる分野において、限られた財源をより有効に活用することが求められています。

補助金等は、行政を補完し、公共の福祉を増進するうえで、有効な役割を果たすものですが、一方で恒常化しがちであり、また社会情勢の変遷に応じて、公益上の必要性や有効性が変化していきます。

本市では、平成 13 年度（第 3 次行政改革）、平成 19 年度・20 年度（第 4 次行政改革）において補助金の見直しを実施しており、一定の成果を上げてきました。

しかし、前回の見直しでは、「今後も継続して補助金等のあり方について見直しを行い、より公正で効果の高い補助事業を実施されるよう要望する。H19 年 2 月 27 日 筑後市補助金検討委員会 中西 一委員長」との提言を受けておりましたが、その後、本格的な補助金等の見直しは実施できておりません。

現在、本市では、策定した行財政健全化方針（平成 28 年度）及び同実施計画（平成 29 年度）に基づき、取組みを推進しています。その中の重点項目として、補助金及び負担金の見直しを実施することにしておりますので、補助金検討委員会の提言を基に、補助金等が効果的・効率的かつ適正に執行されるよう、本ガイドラインを定めるものです。

2 補助金等の定義

(1) 補助金

補助金とは、特定の事業又は研究を行うものに対し、その事業若しくは研究を助成するため法令の規定に基づいて交付するもの、又は特定の事業若しくは研究が公益上必要ある場合にこれを助成するために交付するものです。

補助金の支出根拠として、地方自治法第 232 条の 2 において、「地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる。」と規定されており、公益上の必要がなければ、地方公共団体が他の団体等に補助金を交付することはできません。

(2) 負担金

負担金とは、一般的には法令又は契約に基づいて国又は地方公共団体に対して負担しなければならない経費をいいます。法令上特定の事業について、地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに対して一定の金額を支出する場合等が

あります。例えば、県道整備事業等の市町村負担金がこれにあたります。

そのほか、任意に各種団体を地方公共団体が構成しているとき、その団体の必要経費に充てるため構成各団体が取り決められた費用を支出する場合があります。例えば、市が構成団体となっている一部事務組合、全国市長会をはじめ、〇〇振興協議会、〇〇推進協議会等に対する会費等がこれにあたります。

3 筑後市における補助金見直しの経緯

(1) 財政健全化計画による補助金見直し（平成 19・20 年度）

- ① 財政健全化計画（平成 17 年 3 月策定、計画期間平成 17 年度～21 年度）のなかで、補助金の見直しを行い、一般財源ベースで補助金総額の 20%程度の削減目標を掲げる。

平成 17 年度 補助金総額 593,841 千円（151 件）

- ② 見直しにあたっては、一律削減ではなく、補助金のあり方や交付基準等について、補助金検討委員会（大学助教授、税理士、行政経験者、公募 2 人）により検討を実施。

平成 17 年 10 月から平成 19 年 2 月までに 10 回開催。

- ③ 平成 18 年 3 月 中間提言「補助金等に関する基本的な考え方」

補助金交付基準や補助金見直しの方向性と手法の例など、補助金等に関する基本的な考え方が提言される。

- ④ 平成 18 年 10 月 第 2 次中間提言「平成 19 年度予算編成における補助金の見直しについて」

平成 19 年度予算編成に反映されるように、国・県からの補助があるもの、他自治体との調整が必要なもの、交付先が多数にわたるものを除く、市単独補助金 79 件（総額 134,534 千円）について、中間提言の基準により削減総額 17,724 千円（削減率 13.17%）、個別補助金の評価（継続交付 41 件、縮減 18 件、廃止 20 件）を提言。

また、除外した交付先多数の補助金についても、平成 19 年度予算編成において、平均削減率 13%程度減額することが提言される。

- ⑤ 平成 19 年 2 月 最終提言「筑後市における補助金のあり方及び見直しについて」

補助金等の基本的な考え方、今後の方向として、補助金等交付基準の明確化と

事業成果の検証、補助金等交付事務処理の整理などが提言される。

(2) 補助金見直し実施状況

① 市実施方針

平成 19 年度予算編成において、提言された見直し対象補助金から人件費に対する補助金は除外し、提言された個別の補助金削減にプラスして、対象補助金全て最低 1 割減額とする。

交付先多数の補助金については、関係団体が多く調整に時間を要するため、平成 20 年度予算に反映させる。

② 補助金削減状況

■平成 19 年度予算

項目	削減対象補助金		補助金削減額			千円、%			
	件数	金額	件数	金額	削減率	うち縮減		うち廃止	
						件数	金額	件数	金額
①提言	79	134,534	79	17,724	13.2	18	8,142	20	9,582
②平成19年度予算	62	45,809	60	12,710	27.7	50	10,578	10	2,132
提言と予算の差 ②-①	△ 17	△ 88,725	△ 19	△ 5,014	14.5	32	2,436	△ 10	△ 7,450

■平成 20 年度予算 交付先多数の補助金削減額 5,808 千円 (8.0%)

※財政健全化計画に基づく補助金削減額 (平成 19・20 年度)

18,518 千円 (12,710+5,808)

(3) 第三次行政改革実施計画による補助金見直し

第三次行政改革実施計画 (平成 11~13 年度) に補助金総額の 10%削減を掲げる。

※第三次行政改革実施計画に基づく補助金削減額 (平成 13 年度)

11,930 千円

4 現状と課題

平成 19 年度・20 年度に補助金等の大幅な見直しを行ってから、今年で 11 年目となります。補助金検討委員会の最終提言において、補助の必要性及び効果等について検証できるシステムの整備や補助金の定期的な点検と見直しが提言されていましたが、実施できていない状況にあり、この 11 年間における社会情勢や市民ニーズ等に沿った見直しが必要となっています。

平成 31 年度当初予算における補助金は、140 件、総額 774,778 千円となっています。その補助金類型では、設立間もない等運営基盤の脆弱な団体に対し自立するまでの一定

期間、運営を補助し団体の育成支援を行う運営費補助が全体の 31.4% (44 件) あり、開始から一定期間経過したものについて、事業費補助への転換等の検討が必要になっています。

また、補助開始から 10 年以上経過している補助金が全体の 76.4% (107 件) あり、補助の公益性が現状に即しているのか検証することが必要になっています。

5 見直し対象補助金等

(1) 補助金

平成 31 年度当初予算における補助金全てを見直し対象としますが、①市の例規において終期が設定されているもの、②施策見直しの中で検討されているものを除外します。

(2) 負担金

平成 31 年度当初予算における負担金のうち、①支出の性質が補助的なもの、②交付先団体の繰越金が過大であるものを見直し対象とします。

【補助金の対象による分類】

対象	例
団体運営費補助	・ 出資団体、市も参画する公益活動を担う任意団体、NPO 等への人件費、事務所の維持管理費等への補助
個人・団体等の事業費・活動費補助	・ 交流・振興等に関するイベント ・ 団体の設置目的に即した事業・活動
公共施設・公共空間の設置・整備・維持に関する補助	・ 私道整備 ・ 水路維持 ・ 不法投棄等回収 ・ 緑化関連
市の施策推進に資する設備等の設置・維持に関する補助	・ 省エネ設備設置補助 ・ 生ごみ削減機器設置補助
利子・保証料・事業資金等補給	・ 借入金への利子補給 ・ 信用保証料の助成 ・ 起業支援補助金 ・ 企業投資補助金
誘致補助金	・ 定住促進補助金 ・ 企業誘致補助金
市も参加する公共団体で構成する組織の事業・活動の負担金	・ 近隣自治体等との連携により実施する事業の負担金

【 補助金の制度及び財源による分類】

- 国・県の制度で義務（市の支出は制度内）：審査対象外
- 国・県の制度で任意（市の支出は制度内）：全て審査対象
- 国・県の制度で義務（市の支出は制度に上乘せあり）：「上乘せ」部分が審査対象
- 国・県の制度で任意（市の支出は制度に上乘せあり）：全て審査対象
- 市独自の制度：全て審査対象

6 補助金等の適正化に向けた基本方針

補助金等は、いったん補助をはじめると、社会情勢等が変化しても必要性の如何にかかわらず長期化することが多く、全体の公平性が失われることになりかねないため、定期的にその目的や要件等が時代に即したものであるかどうかを検証しなければなりません。

当市が前回行った補助金見直しでは、次の提言がなされました。

(1) 補助金見直し検討委員会指摘事項

- ① 補助金支出の適否を判断する「基本的な基準」を策定すること
- ② 補助の必要性や効果等について「評価・検証するシステム」を作ること
- ③ 事業成果の検証ができるようにすること
- ④ 「団体経理の適切さ」の視点での改善を行うこと
- ⑤ 市は、補助金に関して不断の点検と見直しを行うこと

今回市では、この提言を踏まえ、補助金交付基準を次のとおり定めるとともに、外部評価委員会を立ち上げ、補助金の定期的な点検と見直しを実施することとします。

(2) 補助金交付基準

【別紙1 参照】

(3) 筑後市補助金等検討委員会設置規則

【別紙2 参照】

(4) 筑後市個別補助金審査要領

【別紙 3 参照】

7 その他の留意事項

本ガイドラインは、単に補助金の廃止や削減といった財政的な側面からのみ補助金等を見直しを行うものではなく、制度的な改善を行うことにより、透明性を高め、成果の検証等による効果的な見直しの仕組みづくりを目的としています。